北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度について

北海道に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、経済的な理由により高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校への修学が困難な方に対して必要な資金を補助します。

１　補助対象・条件

区　　分		修学資金	入学支度金	通学費
●高等学校及び高等専門学校	共通の条件	・道内に居住するアイヌの子弟 ・高等学校・高等専門学校に在学する方 ・経済的な理由により修学が困難な方		
	個別の条件	・㈶北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない方 ・高校生等奨学給付金の給付を受けない方	・当該年度に入学した方	・公共交通機関で通学している方 ・高等学校等進学奨励費の修学資金の給付を受けている方
●専修学校及び各種学校 （通学費補助はありません。）	共通の条件	・道内に居住するアイヌの子弟 ・専修学校・各種学校に在学する方 ・経済的な理由により修学が困難な方 ・専修学校及び各種学校の修学年限が１年以上あること		
	個別の条件	・㈶北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない方 ・高校生等奨学給付金の給付を受けない方 ・北海道看護職員養成修学資金貸付事業、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付事業、北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業の貸付金の貸付を受けない方	・当該年度に入学した方	

※　補助を受けようとする方は、各補助金交付申請書等の必要書類を**令和８年（2026年）６月30日（火）**までに提出してください。

２　補 助 額

区　　分	修学資金	入学支度金	通学費
●国公立の高等学校及び高等専門学校に在学する方	月額 ２万３，０００円以内	一時金 ２万４，２００円以内	１か月に要した経費が１万円以上の場合（一定の基準により補助します） 月額 ７，５００円以内
●私立の高等学校に在学する方	月額 ４万３，０００円以内	一時金 ５万４，７６０円以内	
●専修学校及び各種学校に在学する方	月額 ２万３，３００円以内	一時金 ２万４，２００円以内	

※　生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。
※　高等学校等就学支援金を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。

３　補助の期間

● 進学奨励費等の補助を受けることができる期間は、補助を受ける方が在学する各学校の正規の修学年限以内（１年ごとの申請が必要です。）

４　申請・お問い合わせ先

● 最寄りの総合振興局・振興局にお問い合わせください。

・石狩振興局	保健環境部環境生活課	０１１－２０４－５８２０
・渡島総合振興局	〃	０１３８－４７－９４３５
・檜山振興局	〃	０１３９－５２－６４９１
・後志総合振興局	〃	０１３６－２３－１３５１
・空知総合振興局	〃	０１２６－２０－００４０
・上川総合振興局	〃	０１６６－４６－５９１９
・留萌振興局	〃	０１６４－４２－８４３０
・宗谷総合振興局	〃	０１６２－３３－２５２７
・オホーツク総合振興局	〃	０１５２－４１－０６２７
・胆振総合振興局	〃	０１４３－２４－０７８０
・日高振興局	〃	０１４６－２２－９２５５
・十勝総合振興局	〃	０１５５－２７－８５２６
・釧路総合振興局	〃	０１５４－４３－９１５１
・根室振興局	〃	０１５３－２４－５５８０